

## ■オッズパーク投票会員規約（ダイレクト会員用）

私は、第1条第7号に定める金融機関の普通預金口座を用いたオッズパーク在宅投票システムによるインターネット投票を利用するにあたり、この投票会員規約（以下「本規約」といいます。）及び特約に同意しその内容を遵守します。

（定義）

第1条 本規約において用いられる用語の定義は次の通りとします。

- （1）「競馬主催者」とは、競馬法[昭和23年7月13日法律第158号]第1条の2により地方競馬を行う者のうち、OPにインターネット投票に関する事務を委託した者をいいます。
- （2）「競輪施行者」とは、自転車競技法[昭和23年8月1日法律第209号]第1条により競輪を施行する者のうち、OPにインターネット投票に関する事務を委託した者をいいます。
- （3）「小型自動車競走施行者」とは小型自動車競走法[昭和25年5月27日法律208号]第3条により小型自動車競走を施行する者のうち、OPにインターネット投票に関する事務を委託した者をいいます。
- （4）「開催者」とは、競馬主催者、競輪施行者及び小型自動車競走施行者の総称をいいます。
- （5）「投票券」とは、開催者が発売する勝馬投票券、勝者投票券及び勝車投票券の総称をいいます。
- （6）「OP」とは、オッズ・パーク株式会社をいいます。
- （7）「指定金融機関」とは、本規約に同意して投票会員となることを申込みようとする者が、当該申込みを行う際に、本規約添付別紙に定める金融機関の中から選択する特定の金融機関をいう
- （8）「電子マネー」とは、インターネット投票における決済手段としてOPが円単位の金額で発行する前払式支払手段をいいます。

2. 前項のほか、本規約及び次条の特約において用いられる用語のうち、特に本規約又は特約内で定義のないものについては、オッズパークポータル会員規約と同様とします。

（インターネット投票に関する特約）

第2条 インターネット投票にあたっては、OPが定めるインターネット投票に関する「地方競馬のインターネット投票に関する特約」「自転車競技のインターネット投票に関する特約」「小型自動車競走のインターネット投票に関する特約」および「電子マネー利用規約」（以下「特約」といいます。）も適用されます。当該特約は、本規約の一部を構成するものとします。

2. 前項の特約に関する制定、改定又は廃止については、本規約第32条の定めるところによるものとします。
3. 本規約と特約に齟齬が生じたときは、当該特約を優先的に適用することとします。

（インターネット投票に関する事務の委託）

第3条 開催者は、OPに対して、特約に規定する業務を委託しています。

2. OPは、開催者から委託された業務を実施するために、オッズパーク在宅投票システムの運用を行います。
3. 投票会員は、OPが開催者と連帯して、払戻金及び返還金の支払債務を負担し、OPが払戻金及び返還金を投票会員に交付することを予め同意します。

（投票会員）

第4条 指定金融機関の普通預金口座から入金しインターネット投票を利用するには、本規約及びOP所定の手続きに従い申込み、投票会員（以下「投票会員」といいます。）となる必要があります。

2. OPは、投票会員の申込みをした者（以下「申込者」といいます。）について、次のすべての条件を満たし、かつ投票会員として適当であると認める場合には、投票会員となることを承認します。

- （1）ポータル会員であること
- （2）日本国内に居住する個人であること
- （3）申込み時点で二十歳以上の者であること

- (4) 指定金融機関に普通預金口座を保有していること
- (5) 本規約及び特約に同意していること
- (6) 次項に定める各号のいずれにも該当していないこと

3. 次に掲げる者（以下「欠格者」といいます。）は、投票会員となることはできません。

- (1) 二十歳未満の者
- (2) 精神の機能の障害により投票券を適正に購入するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者又は破産者で復権を得ない者
- (3) 生活保護法[昭和 25 年 5 月 4 日法律第 144 号]に規定する被保護者
- (4) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある者
- (5) 法人その他の団体
- (6) 競馬法、自転車競技法又は小型自動車競走法に違反し、罰金以上の刑に処せられた者
- (7) 地方競馬、中央競馬、自転車競技若しくは小型自動車競走に参与することを禁止され又は停止されている者
- (8) 競馬場、競輪場又は小型自動車競走場への入場が拒否されている者
- (9) OP が、インターネット投票の円滑な運営に重大な支障を及ぼすおそれがあると判断した者

4. 投票会員は、本条第 2 項のいずれかの条件を欠いたとき又は欠格者に該当することとなったときは、直ちにその旨を OP 所定の方法によって届け出て、本規約第 29 条に従い解約の手続きをしなければなりません。

5. 競馬法、自転車競技法又は小型自動車競走法により、勝馬投票券、勝者投票券又は勝車投票券のいずれかの購入を禁止されている投票会員は、当該禁止されている競技にかかる投票券の投票申し込みを行うことはできません。

（個人情報の取得等）

第 5 条 OP は、投票会員に関する個人情報を、別途定める「個人情報取扱い規約」に従い、取得、利用等いたします。

（変更の届出）

第 6 条 投票会員は、申込み時に OP に届け出た事項について変更が生じた場合、直ちに、その旨及び変更内容を OP の定める方法によって、届け出又は変更の請求をしなければなりません。

（投票払戻用口座）

第 7 条 投票会員は、投票用資金を入金し、また払戻金及び返還金を戻し入れるための口座として、あらかじめ指定金融機関に本人名義の普通預金口座（以下「投票払戻用口座」といいます。）を開設し、保有しておく必要があります。

2. 投票会員は、投票会員申込み時に、投票払戻用口座として指定する口座情報を OP へ届け出なければなりません。

3. 投票会員は、指定金融機関との間で、インターネット投票により投票に充当する予定の金額を、投票払戻用口座から OP が指定する口座（以下「指定口座」といいます。）に振替えることを目的とした口座振替契約を、OP が指定する期日までに締結しなければなりません。

4. 投票会員は、投票払戻用口座と指定口座との入出金に係る手数料を負担するものとします。なお、手数料金額は別に定めるものとします。

（インターネット投票の環境整備）

第 8 条 投票会員は、OP が指定した通信先にアクセスして、インターネット投票を利用することとします。この場合、通信及びインターネット投票に必要な機器や通信手段等を自ら準備するものとし、また通信費その他の費用は、投票会員が負担するものとします。

2. 開催者及び OP は、前項に定める投票会員の準備及び費用について、一切関与いたしません。

(加入者番号等の通知)

第9条 OPは、申込者がOP所定の手続きを完了し、第4条第2項に規定する審査の結果、申込者を投票会員として認めた場合、インターネット投票の開始時期、インターネット投票受付URL及び加入者番号を投票会員に通知します。なお、OPが当該通知を発信した時に、第4条第2項に規定するOPの承認があったものとします。

2. OPは、OPの都合により、前項のインターネット投票受付URL及び加入者番号を変更することができます。この場合、投票会員は異議を唱えないものとします。

(暗証番号)

第10条 投票会員は、インターネット投票を利用するために必要な暗証番号を、別途OPが定める手続きに従い、設定するものとします。

2. 暗証番号は、投票会員本人のみが利用するものとし、投票会員は自己の暗証番号を第三者に開示し又は自己の代わりに暗証番号を使用させたりしないものとします。

3. 投票会員は、自己の責任で暗証番号を管理するものとします。第三者が暗証番号を利用したことにより投票会員に損害が生じたとしても、開催者及びOPは、開催者及びOPに故意又は重過失がある場合を除き、その損害を補償しないものとします。

(秘密保持)

第11条 投票会員は、インターネット投票受付URL、オッズパークID、パスワード、加入者番号及び暗証番号等を自己の責任をもって管理し、第三者に使用させ又は開示、提供若しくは漏洩等してはいけません。

2. 投票会員は、オッズパークID、パスワード、加入者番号又は暗証番号等を記載した書類の紛失、その他インターネット投票に関する情報が漏洩するおそれのある事態が発生した場合、直ちに、その旨をOP所定の方法によって、届け出又は変更の請求をするものとします。

3. オッズパークID、パスワード、加入者番号又は暗証番号等の漏洩、紛失又は第三者による利用等によって投票会員に損害が生じた場合、OP及び開催者は、OP及び開催者に故意又は重過失がある場合を除き、その損害を補償いたしません。

(投票可能限度額等)

第12条 インターネット投票実施日における投票会員の投票可能限度額は、当該投票会員が投票申込資金として指定口座に振替えた金額の合計額から、その日のその投票までの投票申込額及び第21条の規定により投票払戻用口座へ戻し入れた額を差し引いた額に、その日のその投票までの払戻金及び返還金の合計額を加えた額とします。なお、インターネット投票は1日(OPが日次で行うインターネット投票に係るコンピューター・システムの点検又は保守作業の終了時点から次の当該作業の開始時点までをいいます。本条において以下同じとします。)に99,990,000円を超えることができません。

2. 前項に拘わらず、投票会員がOP所定の方法で1日の投票可能限度額を設定した場合は、当該金額を超えてインターネット投票をすることができないものとします。

(投票券の投票申込方法)

第13条 投票申込みは、次に定める方式により申し込むことができます。

インターネット方式 インターネットを利用し、受付URLを通して投票申込みを行う方式(携帯電話等を利用する携帯利用型とOP推奨のウェブブラウザを利用するPC利用型があります。)

2. OPは、一回あたりのすべての申込みのうち、OP所定の条件を満たしたものに限り、受け付けるものとします。

(インターネット方式)

第14条 インターネット方式により投票申込みを行う場合、投票会員は、あらかじめOPが指定したインターネット投票受付URLを通して、オッズパークID及びパスワードを通知しなければなりません。

2. OPは、前項の通知内容を確認したうえで、投票可能限度額を通知します。

3. 投票会員は、前項の規定によるOPの通知を受信後、競走を開催する開催者の名称又は競走の呼称、競走の番号、投票法の種類、番号、組番号、投票申込枚数等の投票に必要な情報を、インターネット投票受付URLに送信することにより、投票を申込みます。

4. 投票券及びそれに係る投票法の種類によっては、番号及び組番号が自動的に採番（システムが無作為に抽出する番号を、投票に必要な番号又は組番号の情報とするものをいう。以下「自動採番」という。）され、投票に必要な情報を構成する場合があります。この場合、投票会員は、自動採番された番号又は組番号を、投票を申込み前に確認することができない場合があります。

5. OPは、前二項による申込み内容のうちOP所定の条件を満たしているものに限り、第17条第1項に定めるところに従い、発売金として合算されることを条件として、申込みを受け付けます。この場合、投票申込みを受け付けた旨を、投票申込受付完了画面又は投票会員専用ページで閲覧に供する方法若しくはその他OPの定める方法にて投票会員に通知します。

6. 投票会員は、OPが投票申込みを受け付けた後は、変更又は撤回等することはできません。

（利用方法及び方式の変更）

第15条 インターネット投票の利用方法及び投票申込み方式は、OPの都合により追加、変更又は停止、廃止することができるものとします。

（受付の拒否）

第16条 OPは、投票申込みに疑義があるとき、その他OPが必要と認めた場合、当該申込みを受け付けられないものとします。

（投票券の販売に関する契約の成立）

第17条 投票会員とOPとの間の投票券の販売に関する契約は、第13条から第16条に定める条件を満たした投票申込みがOPによって受け付けられ、開催者において、当該投票申込みに係る競走の発売金として他で発売する発売金と合算された時をもって成立するものとします。

2. 投票会員は、前項の規定により成立した契約について、これを解除、取り消し又は変更等することができません。

（投票の無効）

第18条OPに受け付けられた投票申込みの全部又は一部について、前条第1項による合算ができなかった場合、当該競走に係る法令の定めるところにより投票の無効とし、OPは、投票会員に対し当該投票券の券面金額を、第20条第2項に従い返還します。

（投票券の取扱い）

第19条 開催者は、投票券の販売に関する契約が有効に成立した場合、投票券を発券するものとします。なお、開催者は、当該投票券に記載すべき情報を記録した電磁的記録の作成をもって投票券を発券したものとすることができるものとします。

2. 投票券は、OPが投票会員に代わって受領し、保管するものとします。

3. 投票会員は、当該投票券の販売に関する契約が成立した日から起算して60日以内に限り、OPが指定した場所、日時及び方法で、投票券を閲覧することができます。

（代金の支払い及び払戻金等の交付）

第20条 投票券の代金に係る支払い（電子マネーによる支払いの場合を除きます。）は、投票申込みを受け付けた時点で、投票可能限度額から減じる方法により行うものとします。

2. 払戻金及び返還金は、各競走の払戻金等の額が公表された後、投票会員に係る払戻金及び返還金の合計額を、投票会員に通知することなく投票可能限度額に加算する方法により交付するものとします。ただし、電子マネーによる投票を行った結果発生した投票金及び返還金の交付については、第3項、第4項および第5項に定めるところによるものとします。

3. 電子マネーによる投票を行った結果発生した払戻金及び返還金は、当該投票会員が指定した投票払戻用口座に送金する方法により交付するものとします。ただし、投票払戻用口座への送金による交付を受けるためには、当該投票会員が、OPが指定する方法により本サイトにおいて交付請求をすることが必要です。

4. 当該投票会員が、あらかじめ電子マネー残高へチャージする設定をしている場合は、OPは投票会員に係る払戻金及び返還金の合計額を、投票会員に通知することなく電子マネーの残高にチャージする方法により交付するものとします。

5. 前項の規定にかかわらず、払戻金及び返還金の電子マネー残高へのチャージは、1日（OPが日次で行うインターネット投票に係るコンピューター・システムの点検又は保守作業の終了時点から次の当該作業の開始時点までをいいます。）あたり99回を限度とします。

6. 前項に基づく交付は、電子マネー残高へのチャージ、またはOPからの送金が完了した時をもって交付がなされたものとします。

（指定口座から投票払戻用口座への戻し入れ）

第21条 投票会員は、OPが別に定める受付時間内であれば、投票可能限度額を指定口座から投票払戻用口座へ戻し入れを指示することができるものとします。

2. OPは、前項の戻し入れの指示があった時、又は指定口座に入金若しくは投票申込みを行った後OPが別に定める一定の期間内に新たな投票申込み、入金若しくは戻し入れの指示がなされなかった場合には当該期間満了した時をもって、自動的に投票可能限度額のすべてを指定口座から投票払戻用口座に戻し入れをすることとします。

3. 第1項による投票会員からの指示による戻し入れは、原則として当日に行うものとします。

4. 投票会員が、次に掲げる場合によって本条第2項の戻し入れができなかったときは、OPは、当該投票会員に対し、その旨を通知します。当該通知を受けた投票会員は、OPに対し所定の手続きを行い、戻し入れを受けるものとします。この場合、OPが適当と認める方法により投票会員に戻し入れるべき金額を送金します。

（1）投票会員が、投票払戻用口座を間違えて届出した場合

（2）投票会員が、OPに届け出た投票払戻用口座を解約していた場合

（3）その他、戻し入れ不能が発生した場合

（発売要領等）

第22条 次の事項については、各開催者が別に定め、当該開催者が定める方法により発表されます。これに変更があった場合も同様とします。

（1）インターネット投票の対象となる競走が開催される場所

（2）インターネット投票の対象となる競走及び投票法

（3）インターネット投票を受け付ける日

（4）インターネット投票の受付開始時刻及び締切時刻

（5）その他必要な事項

（インターネット投票の記録）

第23条 インターネット投票の投票記録及び投票券の販売、払戻し並びに返還金等に関する記録は、OPが必要と認める期間保存するものとします。

（連絡方法等）

第24条 OPから投票会員に対し連絡事項がある場合、当該投票会員がOPに届け出た電子メールアドレス、郵便物等送付希望先住所若しくは電話番号又は本サイトへの掲載その他OPが適当と認める方法により通知します。この場合、通知の発信から合理的な日時が経過した時をもって、当該通知は投票会員に到達したものとみなします。

2. 前項の規定にかかわらず、投票会員が、郵便物等の送付を希望しないことをOPに申し出た場合は、OPは

自己の裁量により送付する必要があると判断したときを除き、郵便物等を投票会員に送付しないものとします。

(代理人等による投票の禁止)

第 25 条 投票申込みは、投票会員自ら行うものとし、これを第三者に行わせ、又は第三者の委託を受けて行うことができません。

2. 第 13 条から第 16 条に定める方法による投票申込みがあり、OP がこれを受け付け、それぞれ投票券を販売したときは、当該申込みが投票会員以外の第三者によって行われた場合であっても、開催者及び OP は、それにより投票会員に生じた損害の責任を一切負わないものとします。

(免責)

第 26 条第 18 条による投票の無効となる場合のほか、下記に定める事由その他やむを得ない事由により投票会員に損害が生じた場合、開催者、通信会社、指定金融機関及び OP は、その損害の責任を負わないものとします。

(1) インターネット投票に係るコンピューター・システムの点検又は保守作業を定期的又は緊急に行う場合

(2) コンピューター、通信回線等が障害又は事故により遅延若しくは停止した場合

(3) 火災、停電、天災地変等の不可抗力により本サービスの運営ができなくなった場合

(4) インターネット投票の提供に必要なシステムに異常又は障害が発生した場合

(5) その他、OP が停止又は中止を必要と判断したとき

2. 前項の事由が発生した場合、OP は、開催者から委託された業務の全部又は一部を、一時中止又は停止することができます。

3. OP は、インターネット投票に関して、情報提供状態、アクセスの可能性又は使用状態等についていかなる保証も行わないこととします。

4. 前各項のほか、投票会員がインターネット投票に起因し又は関連して被った損害について、開催者及び OP は、故意又は重大な過失がある場合を除き、その損害の責任を負わないものとします。

5. 本規約に基づき開催者及び OP が投票会員に対して損害賠償責任を負う場合であっても、損害賠償責任の範囲は、開催者及び OP に故意又は重過失がある場合を除き、通常生ずべき損害のうち現実かつ直接に生じた損害に限るものとし、間接損害、特別損害（予見の有無を問わない。）及び逸失利益については及ばないものとします。

6. 前項に基づき OP が損害賠償責任を負う場合、その賠償責任の額は、損害発生の時点を含む月より遡って 1 年間（投票会員になった月より起算して損害発生の時点を含む月まで 1 年間に満たない場合は、投票会員になった月より起算して損害発生の時点を含む月までの期間）にオッズパークで購入した投票券の代金の平均月額を上限とします。

(知的財産権)

第 27 条 開催者又は OP が、本サービス及びインターネット投票を通じて提供する情報、プログラム、コンテンツ又はソフトウェア、及びインターネット投票を利用して取得したすべての情報に関する知的財産権は OP 又は権利者に帰属しており、投票会員は、これらを OP 及び権利者に無断で転載等の利用をすることはできません。

2. 投票会員が前項に違反した場合、OP は、利用を差し止め、当該行為によって生じた損害を請求できるものとします。

(禁止行為)

第 28 条 OP は、投票会員が次に掲げる事項を行うことを禁止します。

(1) 投票会員の地位を譲渡する行為

(2) 払戻金及び返還金に係る債権、戻し入れに係る債権を譲渡し、又は担保の用に供する行為

(3) 法令若しくは公序良俗に反し、又は反するおそれのある行為

(4) 開催者、OP 若しくは第三者の権利を侵害し、又は侵害するおそれのある行為

(5) インターネット投票の全部又は一部を商業目的で利用する行為

(6) コンピューター、ソフトウェア、ハードウェア、通信機器、その他インターネット投票の運営及び利用に必要な機器・機能を、直接・間接を問わず、妨害、破損、制限する行為

(7) インターネット投票のサービス及びインターネット投票サービスに接続しているネットワークを、直接・間接を問わず、妨害・混乱させる行為

(8) 他の投票会員の個人情報を収集若しくは蓄積し、又はそのおそれがあると認められる行為

(9) 前各号に結びつく行為及びこれに類する一切の行為

(10) その他OPが不適切と判断し、告知又は通知した行為

(解約)

第 29 条投票会員は、解約を希望する場合、OP の所定の手続きに従い、解約の手続きを行わなければなりません。

2. OP は、投票会員が次に掲げる事由に該当したときは、何ら通知することなく投票会員としての地位を取り消すことができるものとします。

(1) 投票会員になるための申込み内容又は申込み時に添付された書類等に記載された事項が事実でないことが判明したとき

(2) 第 4 条第 2 項各号のいずれかの条件を欠いたとき

(3) 欠格者に該当し又は該当することが判明したとき

(4) 死亡したとき

(5) 競馬法、自転車競技法又は小型自動車競走法に違反する行為があったとき

(6) 一年間を通じて投票券の投票申込みがなかったとき

(7) 投票払戻用口座を解約したとき

(8) 本規約に違反したとき

(9) 二十歳未満の者にインターネット投票の申込みをさせたことが判明したとき

(10) その他、OP が必要と認めたとき

(異議申立)

第 30 条 投票会員は、インターネット投票に関し、当該インターネット投票を行った日から 60 日以内に限り、OP に対し異議を申し立てることができます。

(自己申告によるインターネット投票の利用停止等)

第 31 条 OP は、投票会員から OP が指定する様式の書面により利用停止等の申請があったときは、その書面を受領した日の翌日以降、利用停止等にかかる措置（以下「利用停止措置」といいます。）を講ずるものとします。当該投票会員は、OP が利用停止措置を講じた場合は、第 2 項及び第 3 項に従い利用停止措置が解除されるまで、インターネット投票を利用することができません。

2. OP は、前項の規定により利用停止措置の対象となった投票会員から OP が指定する様式の書面により利用停止措置の解除の申請があったときは、その書面を受領した日の翌日以降、利用停止措置の解除に必要な措置（以下「解除措置」といいます。）を講ずるものとします。

3. 前項の規定にかかわらず、第 1 項の規定により利用停止措置が講じられた場合、当該投票会員は、OP が同項の規定により利用停止措置を講じた日の属する年度（4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの期間をいいます。）の翌年度の 3 月 31 日までは、解除措置の申請をすることができません。

(家族申請による利用の停止)

第 31 条の 2 OP は、投票会員と同居する親族（成年者に限ります。）及び OP が特に認めた者（以下「家族」といいます。）から投票会員の利用停止等について、OP 指定の様式の書面に OP が投票会員の利用停止等について判断するために必要な OP 指定の書類を添えて申請があり、利用を停止するに足りる相当な理由があると認めたときは、利用停止措置を講ずることとし、投票会員及び申請をした家族（以下「申請家族」といいます。）に

対して、その旨及び利用停止開始予定日（以下「利用停止開始予定日」という。）を通知します。なお、利用停止開始予定日は、通知を発した日の翌日以降でOPが定める日となります。

2. 前項の規定により利用停止措置を講ずることとなった投票会員（以下「利用停止投票会員」といいます。）は、利用停止開始予定日の前日まで、OP指定の様式の書面にOPが投票会員の利用停止等について判断するために必要なOP指定の書類を添えて提出することによりOPに異議を申し立てることができます。その場合、OPが認否を決定するまで利用停止等の開始を猶予するものとし、OPは申請家族に対して、その旨を通知します。

3. OPは、OPが異議申立てに理由があると認めたときは、利用停止等を取り消すこととし、利用停止投票会員及び申請家族に対して、その旨を通知します。

4. OPは、OPが異議申立てに理由がないと認めたときは、利用停止投票会員及び申請家族に対して、その旨及び利用停止開始予定日を改めて通知します。

5. 異議を申し立てた利用停止投票会員は、OPが認否を決定するまで、OP指定の書面を提出することにより異議申立てを取り下げることができます。異議申立ての取下げがあった場合、OPは申請家族に対して、その旨及び利用停止開始予定日を改めて通知します。

6. 利用停止投票会員は、OP指定の様式の書面にOPが投票会員の利用停止措置の解除について判断するために必要なOP指定の書類を添えて提出することにより、解除措置を申請することができます。但し、家族同意署名書類により利用停止措置の解除申請をする場合は、利用停止措置が開始された日の属する年度の翌年度の末日までは申請することができません。

7. OPは、利用停止投票会員から提出された解除措置の申請の書面及び書類により、利用停止投票会員の解除措置を講ずるに足りる相当な理由があると認めたときは、OPが指定する日（以下「利用停止解除予定日」といいます。）より解除措置を講ずることとし、利用停止投票会員及び申請家族に対して、その旨及び利用停止解除予定日を通知します。

8. OPは、利用停止投票会員から提出された解除措置の申請の書面及び書類により、利用停止投票会員の解除措置を講ずるに足りる相当な理由がないと認めたときは、解除措置を講じないこととし、利用停止投票会員に対して、その旨を通知します。

9. 利用停止投票会員は、利用停止解除予定日の前日まで、OP指定の様式の書面を提出することにより解除措置の申請を取り下げることができます。

（規約の改定及び廃止）

第32条 本規約は、OPの都合により、OP所定の方法により投票会員に通知することにより、改定又は廃止することができるものとします。

（準拠法）

第33条 本規約の準拠法は日本法とします。

（分離可能性）

第34条 本規約のいずれかの条項又はその一部が、消費者契約法その他の法令等により無効又は執行不能その他本規約における合意不成立と判断された場合であっても、本規約の残りの規定及び一部は、継続して完全に効力を有するものとします。

（裁判管轄）

第35条 インターネット投票に関して紛争が生じた場合は、OPの本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

別紙

ゆうちょ銀行

三菱UFJ銀行

三井住友銀行

PayPay銀行

楽天銀行

住信SBIネット銀行

auじぶん銀行

イオン銀行

りそな銀行

埼玉りそな銀行

北洋銀行

北海道銀行

七十七銀行

東邦銀行

常陽銀行

足利銀行

群馬銀行

千葉銀行

横浜銀行

スルガ銀行

八十二長野銀行

北陸銀行

十六銀行

百五銀行

京都銀行

池田泉州銀行

中国銀行

広島銀行

四国銀行

福岡銀行

西日本シティ銀行

十八親和銀行

平成30年2月19日 制定

平成30年4月2日 改定

平成30年8月3日 改定

平成31年4月19日 改定

令和2年3月25日 改定

令和2年8月21日 改定

令和2年12月11日 改定

令和3年1月15日 改定

令和3年4月5日 改定  
令和4年1月21日 改定  
令和4年4月1日 改定  
令和5年2月23日 改定  
令和5年6月1日 改定  
令和6年3月13日 改定  
令和8年1月1日 改定  
令和8年4月1日 改定

## 1. 地方競馬のインターネット投票に関する特約

(競馬主催者)

第1条 インターネット投票による勝馬投票が可能な競馬主催者は、OPにインターネット投票に関する事務を委託した次に定める者とします。

- ・帯広市
- ・岩手県競馬組合
- ・石川県
- ・金沢市
- ・岐阜県地方競馬組合
- ・愛知県競馬組合
- ・兵庫県競馬組合
- ・高知県競馬組合
- ・佐賀県競馬組合

2. 勝馬投票が可能な競馬主催者は、予告なしに追加又は削除されることがあります。

(競馬事務の委託)

第2条 競馬主催者は、OPに対して、競馬法第21条に基づき、次の各号の業務を委託しています。

- (1) 勝馬投票券の発売に関する事務
- (2) 払戻金及び返還金の交付に関する事務
- (3) 前二号に附帯する事務
- (4) その他、インターネット投票に必要な事務

(欠格者)

第3条 削除

(勝馬投票法等)

第4条 インターネット投票により販売する勝馬投票法の種類は、競馬法第22条で準用する第6条に規定された勝馬投票法のうち、競馬主催者から委託を受けた勝馬投票法とします。

2. 券面金額は、100円の整数倍に相当する額で、OPが定めた金額を下限とします。

(重勝式勝馬投票)

第5条 OPが競馬主催者から受託販売する勝馬投票法のうち、重勝式勝馬投票法に係る投票は、投票会員規約第13条第1項及び第14条に規定するインターネット方式によってのみ投票することができます。

(重勝式勝馬投票に係る払戻金の交付)

第6条 投票会員規約第20条第2項の定めにも拘わらず、重勝式勝馬投票による払戻金で、当該払戻金額が500万円以上の場合、投票払戻用口座へ直接交付するものとします。

2. 前項の交付は、OPからの送金が完了した時をもって交付がなされたものとします。

(払戻金及び返還金の消滅時効)

第7条 勝馬投票の払戻金及び返還金に対する債権は、競馬法の定めるところにより消滅するものとします。

(競馬関連法令の遵守)

第8条 投票会員は、本特約及び投票会員規約の他、競馬法令等及び各競馬主催者が定める諸規則及びOPが別途定める規約等について、遵守することを約束します。

(準拠)

第9条 本特約に記載のない事項については、投票会員規約に従うものとします。

平成30年2月19日 制定

平成 30 年 4 月 2 日 改定

令和 3 年 4 月 5 日 改定

令和 4 年 4 月 1 日 改定

## 2. 自転車競技のインターネット投票に関する特約

(競輪施行者)

第1条 インターネット投票による勝者投票が可能な競輪施行者は、OPにインターネット投票に関する事務を委託した者とし、OPは、投票会員に対しOPが適当と判断した方法により、当該競輪施行者を明示するものとします。

2. 勝者投票が可能な競輪施行者は、予告なしに追加又は削除されることがあります。

(自転車競技事務の委託)

第2条 競輪施行者は、OPに対して、自転車競技法第3条に基づき、次の各号の業務を委託しています。

- (1) 勝者投票券の発売に関する事務
- (2) 払戻金及び返還金の交付に関する事務
- (3) 前二号に附帯する事務
- (4) その他、インターネット投票に必要な事務

(欠格者)

第3条 削除

(勝者投票法等)

第4条 インターネット投票により販売する投票法の種類は、自転車競技法第11条及び同法施行規則第19条に規定された勝者投票法のうち、競輪施行者から受託した勝者投票法とします。

2. 券面金額は、100円の整数倍に相当する額であるものとします。

(投票券の投票申込方法)

第5条 OPが競輪施行者から委託を受けて販売する勝者投票券に係る投票は、投票会員規約第13条第1項及び第14条に規定するインターネット方式によってのみ投票することができます。

(重勝式勝者投票に係る払戻金の交付)

第6条 投票会員規約第20条第2項及び前条の定めにかかわらず、重勝式勝者投票による払戻金で当該払戻金額が500万円以上の場合、投票会員投票用口座へ直接交付するものとします。

2. 前項の交付は、OPからの送金が完了した時をもって交付がなされたものとします。

(払戻金及び返還金の消滅時効)

第7条 勝者投票の払戻金及び返還金に対する債権は、自転車競技法の定めるところにより消滅するものとします。

(自転車競技法関連法令の遵守)

第8条 投票会員は、本特約及び投票会員規約の他、自転車競技法令等及び各競輪施行者が定める諸規則及びOPが別途定める規約等について、遵守することを約束します。

(準拠)

第9条 本特約に記載のない事項については、投票会員規約に従うものとします。

平成30年2月19日 制定

令和6年3月13日 改定

### 3. 小型自動車競走のインターネット投票に関する特約

(小型自動車競走施行者)

第1条 インターネット投票による勝車投票が可能な小型自動車競走施行者は、OPにインターネット投票に関する事務を委託した者とし、OPは、投票会員に対しOPが適当と判断した方法により、当該小型自動車競走施行者を明示するものとします。

2. 勝車投票が可能な小型自動車競走施行者は、予告なしに追加又は削除されることがあります。

(小型自動車競走事務の委託)

第2条 小型自動車競走施行者は、OPに対して、小型自動車競走法第5条に基づき、次の各号の業務を委託しています。

(1) 勝車投票券の発売に関する事務

(2) 払戻金及び返還金の交付に関する事務

(3) 前二号に附帯する事務

(4) その他、インターネット投票に必要な事務

(欠格者)

第3条 削除

(勝車投票法等)

第4条 インターネット投票により販売する投票法の種類は、小型自動車競走法第15条及び同法施行規則第17条に規定された勝車投票法のうち、小型自動車競走施行者から受託した勝車投票法とします。

2. 券面金額は、100円の整数倍に相当する額であるものとします。

(投票券の投票申込方法)

第5条 OPが小型自動車競走施行者から委託を受けて販売する勝車投票法のうち重勝式勝車投票法に係る投票は、投票会員規約第13条第1項及び第14条に規定するインターネット方式によってのみ投票することができます。

2. 重勝式勝車投票法に係る投票のうち、4重勝2連勝単式投票における投票に必要な番号及び組番号の情報は自動採番され、当該番号を投票に必要な番号の情報とします。この場合、投票会員は、自動採番された番号又は組番号を、投票の申込み前に確認することはできないものとします。

(重勝式勝車投票に係る払戻金の交付)

第6条 投票会員規約第20条第2項及び前条の定めにかかわらず、重勝式勝車投票による払戻金で当該払戻金額が500万円以上の場合、投票会員投票用口座へ直接交付するものとします。

2. 前項の交付は、OPからの送金が完了した時をもって交付がなされたものとします。

(払戻金及び返還金の消滅時効)

第7条 勝車投票の払戻金及び返還金に対する債権は、小型自動車競走法の定めるところにより消滅するものとします。

(小型自動車競走法関連法令の遵守)

第8条 投票会員は、本特約及び投票会員規約の他、小型自動車競走法令等及び各小型自動車競走施行者が定める諸規則及びOPが別途定める規約等について、遵守することを約束します。

(準拠)

第9条 本特約に記載のない事項については、投票会員規約に従うものとします。

平成30年2月19日 改定

令和6年3月13日 改定